

議案第1号

令和5年度資金収支補正予算（第3号）について

提案理由

本案は、令和5年度資金収支予算において、別紙のとおり補正が必要となったため、定款第38条に基づき評議員会の承認をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

議案第2号

令和6年度事業計画について

提案理由

本案は、令和6年度の事業計画について、定款第38条に基づき評議員会の承認をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

議案第3号

令和6年度資金収支予算について

提案理由

本案は、令和6年度の資金収支予算について、定款第38条に基づき評議員会の承認をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。